

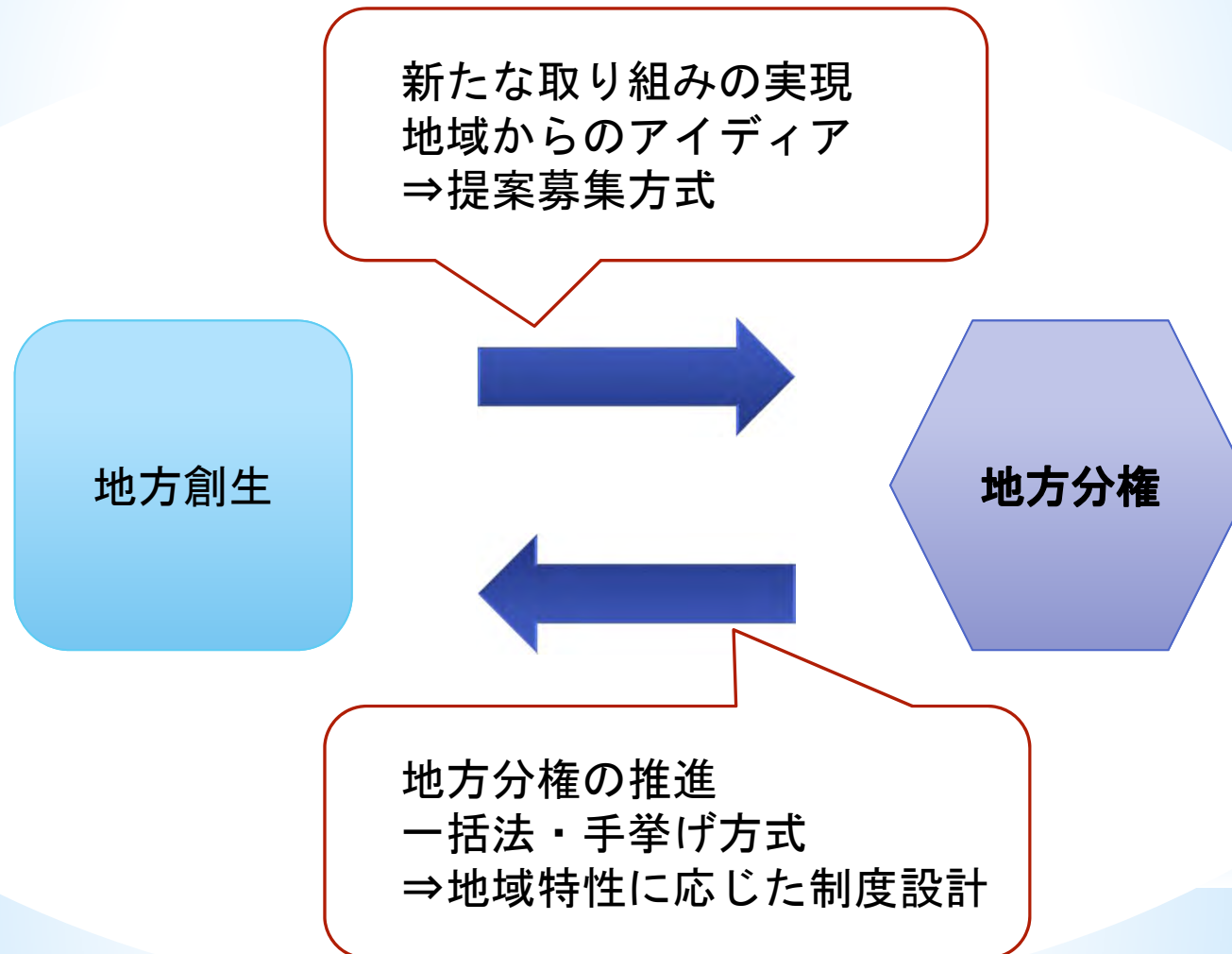
# 地方分権改革シンポジウム

2016年1月13日 メルパルク京都

パネルディスカッション

西南学院大学 勢一智子

# 地方分権と地方創生の相乗効果



# 新たな「圏域」づくり

## 集落生活圏の維持

### 過疎集落等の維持・活性化

#### 目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「**集落ネットワーク圏**」(小さな拠点)を形成。

#### 具体的な支援

- **地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組**をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、**地域おこし協力隊や集落支援員**などを拡充。

「**小さな拠点**」の形成により「**集落生活圏**」を維持

※「集落生活圏」…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一連の地域(地域再生法)。

## 広域圏域の形成

### 定住自立圏構想の推進

#### 目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、**地方圏における「定住の受け皿」**を形成。  
※中心市宣言団体数:123市  
※協定締結等圏域数:95圏域(H27.10.1現在)

#### 具体的な支援

- 全国的に進んでいる**医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組**や、ニーズが高まっている**産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組**を支援。  
※平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ今後、取組に対する支援策を検討することとしている。

地方圏の人口流出を食い止める「**ダム機能**」の確保

### 連携中枢都市圏の形成

#### 意義

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。**  
※具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)\*は対象とする  
(\*全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、②昼夜間人口比率おおむね1以上))

#### 役割

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

#### 実現手法

- **連携協約の導入**
- **先行的なモデルを構築する事業を実施(約1.3億円)**
- 今後、**圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。**  
(平成27年度予算 2.0億円)
- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、**地方交付税措置を実施。**

「**一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点**」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。



# 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

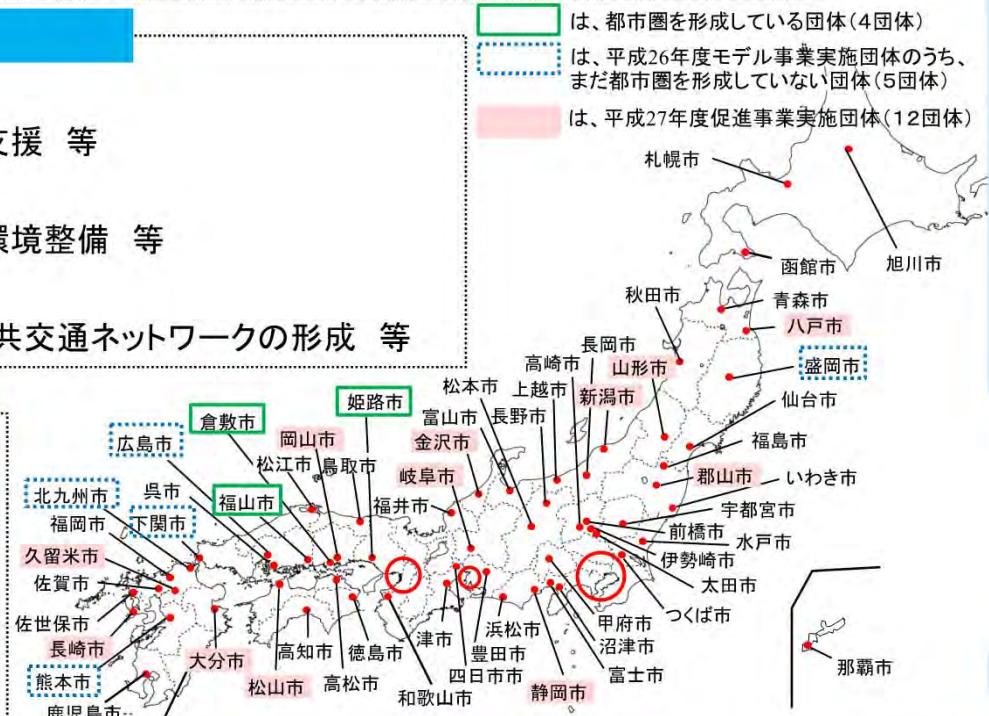
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業（9事業）を実施
- 平成27年度も、国費により支援（12事業）
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る

### 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定



○具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定  
 なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする  
 ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、  
 ②昼夜間人口比率おおむね1以上  
 を満たす都市(●)を中心とする圏域  
 ⇒現時点で、全国で61都市圏が該当 ○は、三大都市圏

# 広域連携が加わった相乗効果

地方創生

地方分権

好循環

広域連携

広域・連携による施策  
多様な主体による協働  
⇒豊富な施策選択肢

広域・連携の取組み  
現場での発見・知見  
⇒制度改善

自治体間連携  
地域連携：産官学民金